

① 義援金

問い合わせ 市生活課 (☎62-2111)

給付の申請受付を開始します

「義援金」

「被災者生活再建支援制度」

このたびの震災により被災された方々への「①義援金」、「②被災者生活再建支援制度」による給付の二種類の支援制度の申請受付を次の日程で行います。該当する方は、最寄りの避難所などで申請してください。ご都合の悪い方は、5月3日以降、市役所1階で受付しますので、ご利用ください。

■対象世帯・支給額

支給対象	支給額
死亡した市民の遺族（支給順位は原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順）	50万円
お住まいの住宅が全壊した世帯（事業所は対象外）	50万円
お住まいの住宅が半壊した世帯（事業所は対象外）	25万円

※行方不明者への義援金支給手続きは、詳細が決まり次第、お知らせします。

※お住まいの住宅に被害があった方で、罹災証明書の交付を受けていない場合は、市税務課（市役所2階）で手続きをしてください。

■用意する物

振込先の預金通帳

■支給方法・期日

申請受付後、概ね2週間以内に指定口座に振り込まれます。

■受付日時・場所（「①義援金」、「②被災者生活再建支援制度」共通）

期日	受付場所（避難所など）	時間
4月27日(水)	津軽石小学校、津軽石中学校、赤前小学校、旧白浜分校	13:00~18:00
28日(木)	崎山小学校、鉾ヶ崎小学校、第二中学校	
29日(金)	グリーンピア三陸みやこ、田老総合事務所、重茂漁業協同組合	
30日(土)	花輪農村文化伝承館、磯鶏小学校、河南中学校	
5月1日(日)	宮古小学校、山口小学校、藤原小学校	
2日(月)	金浜老人福祉センター、市民総合体育館、愛宕小学校	8:30~17:15
3日(火)以降	市役所1階	

②被災者生活再建支援制度による給付については、2ページでお知らせします。

2 被災者生活再建支援制度

問い合わせ 市福祉課 (☎62-2111)

■対象世帯

平成23年3月11日時点で宮古市内に居住していて、震災により次の被害を受けた世帯（事業所は対象外）

- 全壊：住宅が全壊した世帯
- 解体：住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- 大規模半壊：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ、居住することが困難な世帯

■支給額

下の表のとおりで、次の二つの支援金の合計額となります。

- ①基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給される支援金
- ②加算支援金：住宅の再建方

被災者生活再建支援制度支給額一覧表

区分		①基礎支援金	②加算支援金		計 (①+②)
複数世帯	全壊・解体	100万円	建築・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
単数世帯	全壊・解体	75万円	建築・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借（公営住宅を除く）	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建築・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借（公営住宅を除く）	37.5万円	75万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入した場合は、複数世帯での加算支援金は合計200万円。同様に、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修した場合は、複数世帯での加算支援金は合計100万円

被災者生活再建支援制度の申請に必要な書類

種別		全壊	解体		大規模半壊
			半壊	敷地被害	
①基礎支援金	罹災証明書	●	●	●	●
	解体証明書		●	●	
	滅失登記簿謄本		●	●	
	敷地被害証明書類			●	
	住民票（外国人登録済証明書）	●	●	●	●
	預金通帳	●	●	●	●
②加算支援金	契約書などの写し	●	●	●	●

※罹災証明書、住民票は、事前に用意する必要はありません

法にに応じて支給される支援金
基礎支援金の申し込み後に、
あらためて加算支援金の申し込
みをすることもできます。

■申請期限など

申請受付は、1次の表のとおり

- ①基礎支援金：平成24年4月10日まで
 - ②加算支援金：平成26年4月10日まで
- り各避難所のほか、5月3日(火)以降に市役所1階で行います。
申請期限は、次のとおりです。

■支給方法・期日

申請受付後、県を経由して、
本制度の実施機関・被災者再建
支援法人で審査後、同法人より
指定口座に振り込まれます。
概ね1カ月かかります。

■用意する物

申請に必要な書類は、左の表
のとおりです。

住宅の応急修理支援

広報特別号③（4月19日発行）でお知らせした「住宅の応急修理支援」について、次のとおり申し込み受付を開始します。

このたびの震災により被災した住宅の応急修理について、災害救助法に基づき次のとおり支援します。

■対象世帯

次のすべてに該当する世帯

- ① 応急仮設住宅の制度を利用しない世帯
 - ② 市内に居住し、かつ住所を有する世帯
 - ③ 半壊、大規模半壊または全壊の被害を受けた世帯
 - ④ 応急修理を行うことで、避難所などから自宅に戻ることができる世帯
- ※借家については、別途ご相談ください

■助成内容

1世帯当たり52万円を限度に助成（費用は市が直接業者に支払い）※限度額以上の修理は自己負担

■修理対象箇所

玄関、廊下、居間、寝室、台所、トイレ、洗面所、浴室のうち、必要最小限の箇所
※客間、収納、ベランダなどは対象外

■修理対象工事

- ◎ 屋根、柱、梁、外壁、床、基礎などの構造部にかかる工事（内壁は構造に関するもの、または、津波で浸水し使用できない石膏ボード。床の施工のうち、畳は6畳分まで）
- ◎ ドア、窓などの開口部にかかる工事
- ◎ 上下水道、ガス、電気、電話、テレビなどの配線設備にかかる工事
- ◎ トイレ、浴室、洗面台、台所の衛生設備などにかかる工事（ただし、多機能性のあるぜいたく品は対象外）

■修理対象とならない工事

- ◎ 照明器具、給湯器、その他電気機器類にかかる工事
- ◎ 内装のみの工事

■収入要件

世帯全体の収入（平成21年分）などが次のいずれかを満たす世帯。ただし、全壊または大規模半壊の世帯は、収入などの要件を問いません。

- ① 世帯収入が500万円以下
- ② 世帯収入が500万円超700万円以下で、世帯主が45歳以上または要援護世帯
- ③ 世帯収入が700万円超800万円以下で、世帯主が60歳以上または要援護世帯

■施工業者の指定

市内の業者に限定

■用意する物

- ① 申請者の印鑑
 - ② 対象工事の見積書（市内の単一業者によるもので、記名・押印があるもの）
 - ③ 罹災証明書の写し
 - ④ 住民票（世帯全員が記載されたもの）
 - ⑤ 案内図
- ※住宅の被害が半壊の場合は、平成21年分所得証明書。必要に応じて、要援護世帯を証明するもの
※申請をせずに修理を行った場合は、助成の対象となりませんので、ご注意ください

■申し込み・問い合わせ

市建築住宅課建築室（市役所5階、☎62-2111）

仮設住宅

市は、県を通じて仮設住宅の建設を急ピッチで進めています。

入居にかかる基本事項や現在の建設状況などは、次のとおりです。

■家賃 無料（ただし、電気、水道、ガス、下水道などの費用は入居者負担）

■期間 原則2年間（その後の取り扱いは未定）

※駐車場は、できる限り1世帯1台分のスペースを準備しています

※ペットを飼う場合は、原則、室内飼育で、外出の場合は必ずリードを装着してください

■入居の際に無料で支給される物

【各世帯共通で支給】

○電化製品・・・テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、ポット

○衛生用品・・・シャンプー、せっけん、歯磨き粉、トイレトーパー、バスタオル、洗面器、ティッシュペーパー、ヘアブラシ

○台所用品・・・やかん、両手鍋、フライパン、包丁、まな板、台所洗剤、スポンジ、ラップ、アルミホイル、栓抜き・缶切り、お玉、ざる、ボール、布巾、ごみ袋

○掃除洗濯用品・・・ほうき、ちりとり、

洗濯用洗剤、雑巾、物干し竿、ハンガー

○救急用品・・・救急ばんそうこう、爪切り、体温計、綿棒、救急箱

○その他・・・時計、座卓、延長コード、裁縫セット、はさみ、シャープペンシル、ボールペン、マジック、ノート

【人数分支給】

○寝具・・・敷布団、掛け布団、シーツ、枕、枕カバー

○食器・・・茶わん、汁わん、皿、マグカップ、はし、スプーン

【男女別に支給】

○衣類・・・靴下、下着、Tシャツ、ジャージ

○衛生用品・・・歯ブラシ、タオル、ひげそり用カミソリ、生理用品

【乳幼児に支給】

○寝具・・・敷布団、掛け布団、シーツ、枕、枕カバー

○食器・・・皿、マグカップ、はし、スプーン

○衣類・・・紙おむつ、パンツ、シャツ、ズボン、トレーナー、靴下

○衛生用品・・・おしりふき、歯ブラシ、タオル

■問い合わせ 市建築住宅課（☎62-2111）

【仮設住宅の建設状況】

（4月22日現在）

名称	所在地	予定戸数	着工	完成予定
グリーンピア三陸みやこ	田老字向新田148番地	248	3月25日	4月30日
愛宕公園（旧愛宕小学校）	中里団地1番	81	3月30日	4月27日
西ヶ丘近隣公園（さくら公園）	西ヶ丘一丁目1番	35	4月8日	5月上旬
宮古水産高校第二グラウンド	磯鶏地内	90	4月8日	5月中旬
赤前小学校グラウンド	赤前第11地割49番地2	78	4月13日	5月中旬
近内地区センターグラウンド	近内第3地割内	41	4月13日	5月中旬
グリーンピア三陸みやこ駐車場隣地	田老字向新田148番地	37	4月13日	5月中旬
清寿荘隣接県有地	津軽石第14地割地内	29	4月15日	5月中旬
檜内地区私有地	田老字西向山檜内地内	35	4月22日	未定
グリーンピア三陸みやこテニスコート	田老字向新田148番地	116	4月22日	未定
清寿荘中庭	津軽石14地割38番地3	22	4月22日	未定
音部地区民有地	音部第3地割内	30	4月22日	未定
重茂地区民有地	重茂第1地割内	12	4月22日	未定
大程地区民有地	重茂第29地割内	4	4月22日	未定
千鶏地区民有地	重茂第15地割内	14	4月22日	未定
崎山地区民有地	崎山第3地割内	44	4月22日	未定
浄土ヶ浜第三駐車場	日立浜町地内	32	4月22日	未定

※このほか、候補地が決まり次第、順次建設される予定です。

電気料金

●電気料金のお支払いなどについて

東北電力では、このたびの震災の被害により、宮古営業所（築地二丁目2番33号）を閉鎖しています。

電気料金のお支払いをはじめとするご相談窓口は、東北電力宮古技術センター（太田一丁目3番7号）に設置していますのでご利用ください。

■各種問い合わせ

◎漏電調査など設備点検後の問い合わせ（☎0120-175-966）

◎引っ越し・アンペア変更の問い合わせ（☎0120-175-266）

◎停電・緊急時の問い合わせ（☎0120-175-366）

◎その他の問い合わせ（☎0120-175-466）

市の窓口業務

このたびの震災にかかる罹災証明書のほか、住民票や戸籍に関する証明書などの発行窓口業務は、次のとおり開設しています。

■開設時間 月～土曜日の午前8時30分～午後5時15分※5月8日(日)までは日曜・祝日も受付

■開設場所 市役所2階

■問い合わせ 【罹災証明書】市税務課（☎62-2111）、【住民票、戸籍に関する証明書など】市総合窓口課（☎62-2111）

市の組織の移転

田老庁舎3階に配置されていた商業観光課は、市役所5階に移転しました。

また、このたびの震災により倒壊した宮古消防署田老分署を田老庁舎3階に配置し、田老庁舎3階に配置されていた農業課、林業課を新里庁舎に移転しますのでお知らせします。

消毒

市は、このたびの震災で被災された方々を対象に、浸水箇所などを清掃・消毒するための薬剤や、汚泥を入れるための土のう袋を配布しています。

■配布する物

①逆性せっけん10%（100倍に希釈して使用）・・・家具や床などの消毒に適しています。雑巾などに浸して拭いてください。

②消石灰・・・床下や家の周りなどの消毒に適しています。散布する際には、目や口に入れないように注意して使用してください。

■配布場所・問い合わせ 市環境課環境保全担当（☎62-2111）

企業支援

●宮古市被災中小企業対策資金利子および保証料補助金

このたびの震災で被災し、次の災害資金を借り入れた企業を対象に、利子および保証料の全額を補助します。

■対象融資

①日本政策金融公庫災害貸付

②商工組合中央金庫災害復旧資金

③岩手県中小企業災害復旧資金

■申請期限 平成24年3月31日

●宮古市中小企業振興資金融資の途中における据え置きを設置

これまでに、宮古市中小企業振興資金の融資を受けていて、このたびの震災で被災した中小企業は、償還途中で最長12月の据置期間を設けることとし、その期間にかかる利子負担を、市が全額補給します。※ただし、金融機関および保証協会の条件変更の審査があり希望にそえないことがありますので、ご了承ください。

■申請期限 平成24年3月31日

<共通>

■問い合わせ 市商業観光課商業担当（☎62-2111）または、お近くの取り扱い金融機関

津波の爪痕



①

へ。一步一步、踏み出そう。



④

- ①防潮堤を軽々と越え市街地へと流れ込む津波。宮古大橋付近・市役所から撮影
- ②鉾ヶ崎小学校周辺。被災後の航空写真
- ③重茂半島・音部漁港から集落をのぞむ
- ④赤前地区。中央に見えるのはなぎ倒された市営住宅
- ⑤田老地区。右手奥に見えるのは市役所田老庁舎

おめでた

おくやみ

4/1 ~ 4/15 届け出順・敬称略

生まれた赤ちゃん

藤田明日真 (あすま) 実田二丁目 (真)
 前川草吾 (そうご) 河南一丁目 (克寿)
 佐々木 瞳 (ひとみ) 西町三丁目 (貢)
 川目翔大 (しょうた) 小山田二丁目 (友之)
 小向遥香 (はるか) 藤の川 (徹也)
 山城 桃 (もも) 栄通り (明日香)
 渡邊征一郎 (せいいちろう) 鴨崎町 (征博)
 山崎響生 (ひびき) 千徳町 (義樹)
 平山陽菜乃 (ひなの) 高浜三丁目 (広)
 吉瀨清志郎 (きよしろう) 長沢四 (義輝)
 山根萌望 (もも) 南町 (寛輝)

♡結婚したお二人♡

崎田直史・山根祐子 = 築地二丁目
 沼里祐介・船越直美 = 佐原三丁目
 橋場健司・赤沼直美 = 西ヶ丘一丁目
 鈴木俊範・佐々木初美 = 上鼻二丁目

■亡くなった方■

上田明美 (26) 日立浜町
 坂下キミ子 (73) 向町
 小幡 浩 (58) 堺町
 山崎 隆 (86) 保久田
 下川清右エ門 (88) 小山田三丁目
 後川コノエ (100) 館上
 佐々木左門 (81) 音部里
 金澤ユキエ (74) 金浜1
 岩間貞雄 (75) 高浜四丁目
 山本チャ (82) 中荒谷
 高橋琢子 (43) 大平2
 田代ソロ (97) 崎山一
 澤田ツヤ (74) 磯鶏二丁目
 澤田セツ (94) 黒田町
 金澤久一 (62) 港町
 佐々木正夫 (82) 川向1
 扇田浩幸 (43) 田中
 大久保三郎 (77) 栄町
 大久保ミノエ (88) 松山
 山本敏子 (83) 金浜2
 中島孝一 (31) 箱石 (崎山)

島崎京子 (74) 蛸の浜町
 高橋昇子 (45) 鉾ヶ崎下町
 畠山スエ (92) 石浜
 松本征治 (69) 田の沢
 坂本達子 (88) 笹見内
 島崎定一 (78) 蛸の浜町
 細越敏子 (72) 堺町
 中里康美 (72) 堺町
 三浦 榮 (69) 堺町
 新屋勝子 (68) 川向2
 山根 孝 (40) 山根町
 中里サイ (85) 堺町
 中田ツギ (86) 光岸地
 成ヶ澤 清 (58) 赤前上
 佐々木喜久藏 (69) 乙部1
 堀子活朗 (75) 川向1
 三河キヨ (99) 藤の川
 山本章子 (68) 上荒谷
 野崎彦七 (92) 茂市
 野田善太夫 (81) 小山田二丁目
 山崎文子 (87) 日影町
 田中マツ (89) 佐原一丁目
 畠山愛子 (76) 長根四丁目
 岩間壽子 (67) 赤前下
 佐々木トシ (63) 長根三丁目
 大須賀キミ (85) 日立浜町
 扇田 實 (66) 田中
 館洞美代 (84) 鉾ヶ崎下町
 佐藤ヤエ (91) 宮町四丁目
 刈屋良平 (92) 田鎖一
 佐々木喜代子 (72) 築地二丁目
 種市いう子 (74) 光岸地
 小野寺トヨ (78) 蛸の浜町
 金澤ミチ (84) 蛸の浜町
 長谷川祐二 (78) 栄通り
 加藤マツエ (83) 近内下
 浦山美恵子 (65) 築地二丁目
 高坂文吉 (87) 藤の川
 桂 ヒテ (91) 西町一丁目
 石川ミキ (83) 山口三丁目
 高橋ミエノ (98) 西町二丁目
 小野寺 聰 (85) 田の神一丁目
 松本孝太郎 (87) 和野
 佐々木巖子 (85) 岩船

※届け出の際、広報への掲載を希望しない申し出があった場合は、掲載を控えています。



2



3

復興



5

医療

●祝日歯科当番医

救急患者を対象とした診療です。

事前に電話予約の上、お出かけください。

■診療日／当番医

4月29日(金)／吉川歯科医院（築地一丁目3番4号、☎63-7125）

5月3日(火)／新里診療所（茂市第1地割116番地9、☎72-2139）

5月4日(水)／くらすた歯科医院（実田一丁目7番17号、☎64-5088）

5月5日(木)／坂下歯科医院（宮町一丁目1番46号、☎65-6030）

■診療時間 午前9時～午後3時

子育て

震災の影響により休止していた子育て関連事業を、次のとおり5月から再開します。

★にこにこルームみやこ（小山田保育所内）

開設時間：月～金曜日／午前9時～正午、午後1時～3時※2階で受付後に利用のこと

●赤ちゃんサロン

■日時 5月11日(水)午前10時～11時30分

■場所 山口公民館和室

■対象 3カ月～1歳6カ月

●お誕生会

■日時 5月20日(金)午前11時

■場所 にこにこルームみやこ（小山田保育所内）

■対象 にこにこルーム利用者※誕生月の子どもは事前に連絡のこと

●ぽかぽかランド

■日時 5月25日(水)午前10時～11時30分

■場所 山口公民館多目的ホール※上履き持参

■対象 1歳7カ月～5歳

<共通>

■内容 手遊び、親子ふれあい遊び、手作りおもちゃ遊びなど

■用意する物 ハンカチ、ティッシュ、飲み物

■問い合わせ 宮古地区地域子育て支援センター（☎62-0884）

★つどいの広場「すくすくランド」（キャトル宮古5階）

開設時間：月～金・祝日／午前10時～午後6時、土・日／午前9時～午後6時

●ゾウさんのミミの会「絵本の読み聞かせ」

■日時 毎週月曜日午前11時15分

●すくすくポン

■日時 5月13日(金)・27日(金)午前11時15分～11時30分

■内容 手遊び、リズム遊び、紙芝居、ゲームなど

●赤ちゃんのつどい

■日時 5月19日(木)午前10時30分～11時30分

■対象 2カ月～1歳

■内容 手遊び、リズム遊びなど

■用意する物 バスタオル

<共通>

■場所・申し込み すくすくランド（☎63-8061）※赤ちゃんの託児は要予約

★つどいの広場「ひよこクラブ」（ひかり幼稚園内）

開設時間：火・木・土曜日／午前9時～午後2時

●体を動かして遊ぼう

■日時 5月10日(火)午前11時

●絵の具で遊ぼう

■日時 5月24日(火)午前11時

<共通>

■問い合わせ ひかり幼稚園（☎62-6845）



震災に関する宮古市からのお知らせをモバイルメールでも配信しています